

○駿河台大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則（以下「学則」という。）第44条第1項の規定に基づき、科目等履修生の取り扱いについて定めるものとする。

(特別コース)

第2条 学則第42条第2号の適用を前提として駿河台大学科目等履修生特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

2 特別コースに関する事項は、別に定める。

(出願資格)

第3条 科目等履修生の出願資格は、特別コースは学則第19条各号のいずれかに該当する者、一般コースは当該授業科目を履修する十分な学力があると本学が認めた者とする。

(出願)

第4条 科目等履修生を志願する者は、別表に定める選考料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

2 出願手続きについて必要な事項は、別に定める。

(選考及び許可)

第5条 科目等履修生を出願してきた者については、一般の授業に支障のない限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が受け入れを許可する。

2 科目等履修生の受け入れは、年度の始めとし、その期間は1か年とする。

(登録)

第6条 本学において初めて科目等履修生として受け入れを許可された者は、当該初年度に科目等履修生としての登録を行わなければならない。

(履修単位の制限)

第7条 科目等履修生が1年間に履修できる科目の単位数は、40単位以内とする。ただし、特別コースについては、1・2年目50単位、3年目以降54単位とする。

(教職科目の履修)

第8条 教育職員の資格を取得する目的で科目等履修を出願できる者は、学士の学位を有する者に限る。

2 教職課程科目の科目等履修の出願等について必要な事項は、別に定める。

(資格課程科目の履修)

第9条 司書及び学芸員の資格を取得する目的で科目等履修を出願できる者は、学士の学位を有する者に限る。

2 資格課程科目の科目等履修の出願等について必要な事項は、別に定める。

(単位修得)

第10条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目について試験を受け、合格しなければならない。

2 前項により修得した単位の証明を科目等履修生が願い出たときは、単位修得証明書を交付する。

(納付金)

第11条 科目等履修生として受け入れを許可された者は、所定の納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付金は、別表に定めるところによる。

3 すでに納めた納付金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(科目等履修生証)

第12条 科目等履修生は科目等履修生証の交付を受け、常にこれを携行しなければならない。その取り扱いは学生証に準ずるが、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付されない。

2 科目等履修生証は、年度末に返還しなければならない。

(許可の取消)

第13条 所定の期日までに登録料及び科目等履修料又はその一方を納めない者については、科目等履修の許可を取り消すものとする。

2 学則第51条第3項各号のいずれかに該当する者と認められたときは、科目等履修の許可を取り消すことがある。

(諸規程の準用)

第14条 科目等履修生には、この規程に定めるほか、本学の諸規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から施行する。

平成2年4月1日一部改正。

この改正規程は、平成2年12月20日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

平成5年4月1日一部改正。

平成10年4月1日一部改正。

平成12年4月1日一部改正。

平成13年4月1日一部改正。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。

【別表】

【一般コース】

項 目	費 用
選 考 料	5,000 円
登 録 料	40,000 円(初年度のみ)
科目等履修料	10,000 円(1単位につき)

※ 本学卒業生並びに東京都及び埼玉県に在勤・在住の場合は各費用とも半額とする。

【特別コース】

項 目	費 用
選 考 料	5,000 円
登 録 料	40,000 円(初年度のみ)
科目等履修料等	学則別表第Ⅱ-2に定める学費納付金の内、入学金を除く項目及びその額とする。なお、科目等履修生としての登録年度を同表中の入学年度に読み替えるものとする。

※ 「一般コース」「特別コース」間の変更に関する登録料は不要とする。